

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第5条 第1条各号に掲げる職員以外の非常勤職員に報酬を支給するときの報酬額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、日額は28,000円、月額は<u>358,000円</u>、時間額は3,500円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める。 2 から 4 まで （略） （費用弁償） 第7条 （略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食事料及び旅行雑費</u>とし、その額及び支給方法については、<u>任命権者が市長と協議して定める。</u>	第5条 第1条各号に掲げる職員以外の非常勤職員に報酬を支給するときの報酬額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、日額は28,000円、月額は<u>372,000円</u>、時間額は3,500円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める。 2 から 4 まで （略） （費用弁償） 第7条 （略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額及び支給方法については、<u>武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）の例による。</u> 3 <u>会計年度任用職員に支給する費用弁償の種目、額及び支給方法については、前項の規</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 項の追加

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者が職務の性質上常勤の職を占める職員との均衡を考慮して特に必要と認める非常勤職員に対しては、通勤の実情等に応じて、別に定めるところにより、その費用を弁償することができる。	定にかかわらず、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）の例による。 4 前3項の規定にかかわらず、任命権者が職務の性質上常勤の職を占める職員との均衡を考慮して特に必要と認める非常勤職員に対しては、通勤の実情等に応じて、別に定めるところにより、その費用を弁償することができる。	項の繰下げ及び字句の改正
--	--	---------------------

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（提案理由）

非常勤職員の月額報酬の上限額を改正するとともに、同職員の費用弁償の種目を改めるほか、所要の改正をするものである。